

大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案 参照条文 目次

一 大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成二十七年六月十九日法律第四十一号）（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

◎ 大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成二十七年六月十九日法律第四十一号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、水銀に関する水俣条約が日本国について効力を生ずる日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。